

# 予防技術検定模擬テスト

## — 解説付 —

No.171

**[共通] 問 1** 統括防火管理者の資格を有する者の要件に関する次の文について、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、いずれの選択肢の防火対象物も統括防火管理者を定める義務があるものとし、いずれの選択肢の者も記載されている要件以外の要件には適合している者とする。

- (1) 乙種防火管理講習の課程を修了した者を、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が300m<sup>2</sup>以上の高層建築物における統括防火管理者に定めることはできない。
- (2) 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に1年以上あった者を、令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する同表(6)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が300m<sup>2</sup>以上のものにおける統括防火管理者に定めることはできない。
- (3) 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、それぞれが有する権限のうち、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていない者を、統括防火管理者に定めることはできない。
- (4) 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項について説明を受けていない者を、統括防火管理者に定めることはできない。

**[消防設備] 問 1** 消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に係る特例に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、畜舎等とは、畜舎（家畜の飼養の用に供する施設をいう。）、堆肥舎（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設であって、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限る。）及び関連施設（搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設であって、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限る。）をいう。

- (1) 消防法施行令別表第1(12)項イに掲げる防火対象物のうち、火薬類取締法施行規則に規定する危険工室については、消防設備に関する基準は適用しない。
- (2) 消防法施行令別表第1(15)項に掲げる防火対象物のうち、防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準及び周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合する畜舎等については、その床面

積にかかわらず、自動火災報知設備に関する基準は適用しない。

- (3) 消防法施行令別表第1(15)項に掲げる防火対象物のうち、防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準及び周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合する畜舎等について、当該防火対象物の2以上の部分が渡り廊下その他これに類する部分のみで接続されている場合において、延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するときは、当該畜舎等の2以上の部分に係る消防用水の基準については、それぞれ別の防火対象物とみなして適用する。
- (4) 別表第1に掲げる防火対象物のうち、屋上にある道路の用に供される部分で、防火対象物の道路の用に供される部分とその他の部分とが、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されており、防火対象物の道路の用に供される部分の開口部に接する外壁が耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するものにより、延焼防止上有効な措置がとられているものについては、消火設備、警報設備、消防用水及び消火活動上必要な施設に関する基準は適用しない。

**[消防設備] 問 2** 避難器具の設置が義務付けられている防火対象物の階において、当該階の階数、用途と選択する避難器具の種類の組み合わせとして、消防法令上正しいものを1つ選べ。ただし、当該階には、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分ではなく、当該階から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられているものとする。

- (1) 社会福祉施設 3階 避難はしご
- (2) ホテル 8階 緩降機
- (3) 飲食店 4階 避難用タラップ
- (4) 事務所 5階 避難ロープ

**[防火査察] 問 1** 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 飲食店が入居している8階建ての複合用途防火対象物に設置されている連結送水管の送水口の前に飲食店の看板が置かれ、火災時の使用に支障となると判断したので、消防吏員名の法第3条第1項第4号に基づく除去命令を発動した。
- (2) 物品販売店舗の避難階段の踊り場部分にスチール製の物置が床にボルトで固定した状態で設置され、避難の障害になると判断したので、消防吏員名の法第5条の3第1項第4号に基づく除去命令を発動した。

## 問2 答 (2)

解説 2か月後 ⇒ 6か月後

改訂第9版救急救命士標準テキスト上巻 P.386

## 問3 答 (2)

解説 火災・災害等即報要領(抜粋)

第2 即報基準

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む)。

【出典】「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官)を参照。

ているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するもの」の管理について権原を有する者は、それまで総務省令で定める事項を協議して定めるとされていたところ、政令で定める資格を有する者のうちから統括防火管理者を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての消防計画の作成など当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならないこととされた(参考:東京理科大学「消防法令改正経過検索システム」)。本設問は、同法の改正に伴い行われた消防法施行令等の改正により新たに規定された統括防火管理者の資格を有する者を問うものである。

- (1) 令第3条第1項第2号イ、第4条第1項第2号イのとおり、乙種防火管理講習の課程を修了した者を統括防火管理者に定めることができる高層建築物は、消防法施行令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物にあっては延べ面積が300m<sup>2</sup>未満のものに限られるため、選択肢は正しい。
- (2) 令第3条第1項第1号ハ、第2号ロ、第4条第1項のとおり、市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に1年以上あつた者は、延べ面積にかかわらず、統括防火管理者に定めることができるため、誤り。
- (3) 令第4条第1項、規則第3条の3第1項第1号のとおり、正しい。
- (4) 令第4条第1項、規則第3条の3第1項第3号のとおり、正しい。

## [警防]

### 問1 答 (5)

解説 火災の状況から、人命検索、救助活動体制等の強化を図る必要がある場合や更に延焼拡大が予想される場合等、現場にいる上位指揮者への指揮権の移行が必要と判断した場合には、上位指揮者に速やかに指揮権の移行を具申し、指揮権移行の判断を仰ぐものとする。

## 予防技術検定模擬テスト解答

## [消防設備]

### 問1 答 (2)

解説 畜産業の国際競争力の強化を図ることを目的とした「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の成立に合わせて総務省消防庁において行われた畜舎等における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討の結果等を踏まえ、令和4年3月31日に消防法施行令等が改正(施行日:令和4年4月1日)され、令別表第1(5)に掲げる防火対象物で、総務省令で定めるものについて、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関し特例を定めることができることとされ、令別表第1(5)に掲げる防火対象物のうち、畜舎等の基準の特例について所要の規定整備が行われた(参考:消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について(令和4年3月31日付 消防予第127号))。本設問は、この畜舎等に関する基準の特例を含む消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に係る特例の内容を問うものである。

- (1) 令第31条第1項、規則第32条の2のとおり、正しい。

- (2) 令第31条第2項第1号、規則第32条の3第1項、第2項のとおり、防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準及び周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合する畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以上（無窓階にあっては、300m<sup>2</sup>以上）のものについては、自動火災報知設備に関する基準である令21条の規定は免除されないため、誤り。
- (3) 令第31条第2項第1号、規則第32条の3第1項、第4項のとおり、正しい。
- (4) 令第31条第2項第2号、規則第33条第1項、第2項のとおり、正しい。

## 問2 答 (2)

**解説** 避難器具の設置が義務付けられている防火対象物の関係者は、用途及び階に応じて適応する避難器具を選択して設置することとされており、本設問はその組み合わせの適否について問うものである。なお、避難器具の種類には、避難はしご、避難用タラップ、すべり台、すべり棒、避難ロープ、緩降機、救助袋、避難橋があり、このうち、金属製避難はしご及び緩降機は検定対象機械器具となっていることから、その構造、性能等については規格省令に規定されており、それ以外の避難器具については、避難器具の基準（昭和53年消防庁告示第1号）にその構造、性能等が定められている。

- (1) 令第25条第2項第1号より、第1項第1号の防火対象物は、地階と2階以外の階に避難はしごを設置することはできないとされているため、誤り。
- (2) 令第25条第2項第1号より、第1項第2号の防火対象物は、6階以上の階においても緩降機を設置することができるとされているため、正しい。
- (3) 令第25条第2項第1号より、第1項3号の防火対象物は、地階、2階、3階以外の階に避難用タラップを設置することはできないとされているため、誤り。
- (4) 令25条第2項第1号より、第1項第4号の防火対象物は、避難ロープは設置することはできないとされているため、誤り。

## 【防火査察】

### 問1 答 (2)

**解説** (1) 法及び消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について（平成14年10月24日付 消防安第107号、消防庁防火安全室長通知（以下「107号通知」という。））により適當。

- (2) ボルト等により建物に固定されているものは、物件でないので法第5条第1項に基づく除去命令により対応すべきであるので、不適當。
- (3) 法及び107号通知により適當。
- (4) 法及び107号通知により適當。

## 問2 答 (2)

- 解説** (1) 法第5条の3第2項により適當。
- (2) 法第5条の3第2項により、略式の代執行の措置権者は、消防長、消防署長又は消防本部を置かない市町村の市町村長であり、消防長又は消防署長以外の消防吏員は、法第5条の3第1項の命令はできるが、この措置権者ではないので、不適當。
- (3) 法第5条の3第2項及び違反処理マニュアルにより適當。
- (4) 法第5条の3第3項、同法第4項及び災害対策基本法第64条第3項により適當。

## 【危険物】

### 問1 答 (1)

**解説** 移動貯蔵タンクは、厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質（強度等の材料的特性）を有する材料で気密に造ることとされている。また、圧力タンクを除くタンクにあっては70kPaの圧力で10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであることとされており、屋外貯蔵タンクや屋内貯蔵タンクと比較して、道路走行等の危険性に配慮した高い構造性能が必要とされている。令第15条第1項第2号参照。

## 問2 答 (3)

- 解説** (1) 他の市町村長等の許可に係る移動タンク貯蔵所についても、貯蔵・取扱基準違反を発見した場合には、貯蔵取扱基準適合命令を行うことができる。法第11条の5第2項参照。
- (2) 危険物取扱者に対し免状返納命令を行うことができるのは、当該免状を交付した都道府県知事である。法第13条の2第5項参照。
- (3) 誤り。危険物の貯蔵取扱基準適合命令に違反した場合に、期間を定めてその使用の停止を命ずることができるのは市町村長等である。法第12条の2第2項参照。
- (4) 他の市町村長等の許可に係る移動タンク貯蔵所に対しても、応急措置の実施を命ずることができる。法第16条の3第4項参照。